

不適切盛土の公表に係るQ & A

Q1 公表の目的は？

- 社会的関心が高く、積極的公表を求める声があること
- 不適切な盛土の位置情報等を公表することにより、県民が不適切な盛土の存在を認識し、大雨や地震などの非常時における警戒態勢や避難などの対応に役立てること
- 県民の関心の高まりによる監視体制の強化を図り、不適切な盛土の拡大防止や新たな不適切な盛土行為の抑止に繋げること

Q2 是正中の盛土も公表されるのか

- 令和6年3月29日時点では是正が完了していない盛土を公表している。
- 是正が完了したら、次に表を更新するタイミングで公表一覧から外す。

Q3 公表した盛土は全て危険なのか

- 是正が完了していない盛土を一律で公表することとしている。
- 盛土の崩落の危険性が低いと思われる箇所でも、環境への影響や、「得体の知れない業者が盛土を行っているのではないか。」と住民が不安に感じることがあると思われることから、行政が指導や定期監視を行っている盛土であることを知ってもらうことが県民の安心に繋がると考える。

Q4 公表した不適切盛土は全て危険となる可能性はあるか

- 全ての不適切盛土が危険とは考えていない。
- 直ちに盛土が崩落し、人的・物的被害が及ぶような盛土は確認していないが、現時点では100%安全とは言い切れない。

Q5 公表した不適切盛土への対応状況は

- 「是正工事中」としている箇所は、是正工事（行政による応急措置を含む）を実施中である。
- 「詳細調査」としている箇所は、測量や安定解析などの詳細調査を実施中または予定している箇所である。
- 「定期監視中」としている箇所は、定期パトロールによる監視や是正のための指導等を実施している盛土である。

Q6 「定期監視中」の盛土は監視するだけなのか

- 定期監視している中には、関係する法令や条例の所管部署が行政指導や行政処分を実施しているところもある。
- 行為者が行政からの指導等に応じず放置された不適切盛土は、指導を続けるとともに、盛土の状況に変化がないかを定期的に監視していく。

Q7 行政が不適切盛土の撤去や対策工事を行わないのか

- 不適切盛土を造成した事業者や土地所有者等が撤去や対策工事を行うことが原則である。
- 事業者や土地所有者等による対策の実施が困難である場合かつ災害発生のおそれが著しく大きい場合に行政が代わりに対策を行うことができる。

Q8 該当法令が「その他」となっている箇所があるが、なぜか

○不適切な盛土ではあるが、該当する法令や条例を検証する必要がある盛土である。盛土が造成された経緯やこれまでの行政の対応の確認、法律相談等を通して検証する必要がある。

Q9 今後追加で情報を出すことはあるか

○毎年9月及び3月に、不適切盛土の是正状況等の調査を行い、公表した盛土について是正が完了していれば公表から外し、新たに不適切盛土が確認されれば、追加で公表を行う予定である。

○公表する情報に修正、追加等が有る場合には、情報を更新する。

Q10 公表位置図の「○」は盛土の大きさを示しているのか

○円は不適切盛土の位置を示しているものであり、盛土の規模を示しているものではない。

Q11 新たな盛土を見つけたらどこに連絡すればよいか

○静岡県盛土対策課に設置されている盛土110番（054-252-9000）に連絡するか、市町や県出先事務所等の担当課に連絡してもよい。相互に情報共有をして対応する。